

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

株式会社 ルック

取締役社長 多 田 和 洋

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月29日(水曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日(木曜日) 午前10時から
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
目黒雅叙園 2階 華うたげの間

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第55期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役7名選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.look-inc.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策などにより、雇用・所得環境の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策運営に対する懸念など、海外経済の動向に関する不確実性もあり、不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、百貨店での衣料品販売の不振が続くなか、個人消費の節約志向が長期化していることや、消費スタイルの多様化に伴う消費マインドの変化などもあり、さらには高額品を中心としたインバウンド需要が減退するなど、全体としては厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは当連結会計年度を初年度とする3カ年中期経営計画に基づく三つの重点政策、「既存事業の収益向上」、「Eコマース事業の拡大」、「積極的な新規事業開発」を実行してまいりました。既存事業につきましては、オリジナルブランドにおいて、マーチャンダイジングの精度向上を図ったほかブランドの改廃を実行し、インポート主力ブランドにおいては、投資集中により新規出店を推し進めるなど、収益力向上に向けた事業の選択と集中を実行してまいりました。Eコマース事業につきましては、顧客データシステムを刷新するなど、Eコマース売上構成比10%の早期実現に向けた施策に取り組んでまいりました。新規事業につきましては、オランダのデニムブランド「デンハム」を展開するDENHAM GROUP B.V.社と合併で株式会社デンハム・ジャパンを設立し、平成28年4月1日より日本における「デンハム」の独占輸入販売およびライセンス生産・販売を開始いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は426億2千4百万円（前年同期比7.3%減）、営業利益は8億2千6百万円（前年同期比60.1%増）、経常利益は9億6千4百万円（前年同期比46.1%増）となりましたが、経営の効率化を目的とした大阪支店の移転に伴う原状回復費用などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2億5千6百万円（前年同期比41.8%減）という結果で終了いたしました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、当社が展開するブリティッシュスタイルブランド「キース」において、主力アイテムの企画精度の向上や商品運営を見直した結果、売上が好調に推移いたしました。イタリアのレザーブランド「イル ビゾンテ」において、財布やカードケースなどレザー小物の品揃えの強化や新規顧客の拡大により既存店舗の売上が大きく伸びました。また、フランスのバレエシューズブランド「レペット」において、定番商品であるフラットシューズの売上が好調に推移した結果、売上が増加いたしました。Ｅコマース事業におきましては、店舗とオンラインストアとのお買い物ポイント共通化サービスを目的とした「ルックメンバーシップ」を10月から導入し、実店舗とＥコマース事業の連携を高め、また、当社が展開するフィンランドの生活雑貨ブランド「マリメッコ」の日本公式オンラインストアをオープンするなど事業拡大に向け取り組んだ結果、売上が増加いたしました。新規事業につきましては、新規設立した株式会社デンハム・ジャパンが展開する「デンハム」の新規出店を推し進めたことや、日本公式オンラインストアをオープンするなど、売上拡大に積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、平成27年7月末に「トリー バーチ」の独占販売契約が終了した影響により、「日本」の売上高は276億5千4百万円（前年同期比11.5%減）となりましたが、経費の削減や退職給付費用の減少などにより、営業利益は2億1千3百万円（前年同期比126.1%増）となりました。

「韓国」につきましては、消費動向の長引く低迷に加え、政治的な不確実性の高まりから不安心理が拡大する厳しい経済環境の中、株式会社アイディールックにおいて、フランスのインポートブランド「サンドロ」や「ベルニス」などの売上が好調に推移いたしました。また、平成28年9月よりフランスのインポートブランド「A.P.C.」の販売を開始し、売上拡大策を推し進めました。株式会社アイディージョイにおいては、前期および当期の新規出店による売上拡大により、売上高が前年同期を大きく上回りました。しかしながら、為替レートが円高ウォン安になったことにより、「韓国」の売上高は138億6千4百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は4億7千2百万円（前年同期比3.3%増）となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）において、前年同期と比べ店舗数が増加したことにより、増収増益となりました。洛格（上海）商貿有限公司においては、店舗をすべて閉鎖しＥコマース事業に集中した結果、売上高は減少いたしました。また、営業損失は縮小いたしました。これらにより、「その他海外」の売上高は2億3千5百万円（前年同期比35.5%減）、営業損失は3千2百万円（前年同期は1億1千3百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は417億5千4百万円（前年同期比7.9%減）、営業利益は6億5千3百万円（前年同期比49.1%増）となりました。

（生産及びOEM事業）

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、当社アパレル製品の生産高が減少したことにより、売上高は前年同期より減少いたしました。製造費用の圧縮など効率経営に努めた結果、営業利益が前年同期より増加いたしました。その結果、売上高は35億8千3百万円（前年同期比8.1%減）、営業利益は7千万円（前年同期比37.7%増）となりました。

（物流事業）

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、当社グループの取扱高が減少した結果、売上高は12億1千6百万円（前年同期比5.3%減）となりました。一方、大阪支店の移転に伴う物流拠点の統合効果により、営業利益は5千9百万円（前年同期は8百万円の営業利益）となりました。

（飲食事業）

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、既存店の売上が前年同期を上回ったことに加え、平成27年7月にオープンいたしました「なんばパークス店」の売上が年間を通して寄与した結果、売上が増加し、営業損失は縮小いたしました。その結果、売上高は1億4千5百万円（前年同期比17.4%増）、営業損失は3千1百万円（前年同期は5千6百万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第 54 期 (平成27年)		第 55 期 (平成28年)		前年同期比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
日 本	31,244	61.7	27,654	59.2	△3,590	△11.5
韓 国	13,721	27.1	13,864	29.7	143	1.0
そ の 他 海 外	364	0.7	235	0.5	△129	△35.5
アパレル関連事業計	45,330	89.5	41,754	89.4	△3,576	△7.9
生産及びOEM事業	3,899	7.7	3,583	7.7	△315	△8.1
物 流 事 業	1,284	2.5	1,216	2.6	△67	△5.3
飲 食 事 業	124	0.3	145	0.3	21	17.4
報告セグメント計	50,638	100.0	46,700	100.0	△3,937	△7.8
調 整 額	△4,636	－	△4,076	－	560	－
合 計	46,002	－	42,624	－	△3,377	△7.3

(注)「調整額」は、セグメント間の取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額 9 億 3 千 7 百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社グループの運転資金として金融機関からの借入により 2 億 4 千 7 百万円の調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

平成29年度のわが国経済の見通しにつきましては、政府や日銀の各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費の節約志向が長期化していることや、海外経済の不確実性の高まりなど、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした状況の中、当社グループは、中期経営計画で掲げる重点政策を引き続き推し進めてまいります。

日本における既存事業につきましては、当社が展開する「マリメッコ」や「レペット」などの出店政策の推進などブランド価値向上に注力し、引き続き安定的な収益基盤の確立に努めてまいります。Eコマース事業につきましては、昨年導入いたしました「ルックメンバーシップ」の更なる充実を図り、売上構成比10%の早期実現に向け取り組んでまいります。新規事業につきましては、百貨店を主販路とした、大人の女性に向けたオリジナル新ブランド「フィラージュ」の販売を春より開始するとともに、昨年設立した株式会社デンハム・ジャパンが展開する「デンハム」の新規出店政策を引き続き推し進め、売上の拡大、収益向上に積極的に取り組んでまいります。

海外につきましては、韓国の株式会社アイディールックにおいて、好調を維持しているインポートブランドの出店政策を推し進め、売上の拡大に取り組んでまいります。洛格（上海）商貿有限公司においては、Eコマース事業の拡大に注力し収益の改善に努めてまいります。

これら施策を実行し、平成29年12月期の連結業績につきましては、連結売上高435億円（前年同期比2.1%増）、連結営業利益9億円（前年同期比8.8%増）、連結経常利益10億円（前年同期比3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7億円（前年同期比172.4%増）を見込んでおります。

当社グループは、引き続き新しいライフスタイルや価値を創造することで、市場環境の変化に柔軟に適応できる安定的収益基盤の構築・整備に努め、持続的な成長実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第 52 期 (平成25年)	第 53 期 (平成26年)	第 54 期 (平成27年)	第 55 期 (平成28年)
売 上 高 (百万円)	41,463	45,559	46,002	42,624
経 常 利 益 (百万円)	1,680	1,623	660	964
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,356	1,262	441	256
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	35.48	33.05	11.56	6.73
総 資 産 (百万円)	28,425	31,007	29,669	28,935
純 資 産 (百万円)	18,673	20,290	20,236	19,805
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	481.57	522.33	520.71	509.57
自 己 資 本 比 率 (%)	64.8	64.3	67.0	67.2

② 当社の財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第 52 期 (平成25年)	第 53 期 (平成26年)	第 54 期 (平成27年)	第 55 期 (平成28年)
売 上 高 (百万円)	27,973	28,923	25,496	20,843
経 常 利 益 (百万円)	1,421	1,005	353	548
当 期 純 利 益 (百万円)	753	894	58	2
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	19.72	23.41	1.52	0.06
総 資 産 (百万円)	18,509	19,166	17,622	16,725
純 資 産 (百万円)	11,428	12,118	12,196	11,973
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	299.01	317.38	319.50	313.68
自 己 資 本 比 率 (%)	61.7	63.2	69.2	71.6

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
A.P.C.Japan 株 式 会 社	1 千万円	100.0%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売
株 式 会 社 レ ッ セ ・ パ ッ セ	5 千万円	80.0%	婦人服等の企画・製造・販売
株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル	1 億円	100.0%	婦 人 服 飾 雑 貨 等 の 販 売
株式会社デンハム・ジャパン	5 千万円	80.1%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・販売
株 式 会 社 ル ッ ク モ ー ド	5 千万円	100.0%	婦 人 服 等 の 生 産 及 び OEM
株式会社エル・ロジスティクス	3 千万円	100.0%	製品・商品の物流・保管・検査
株式会社ファッションルーズ・インターナショナル	3 百万円	100.0%	ジェラート製品等の製造・販売
株式会社アイディールック	9 億 8 千万ウォン	99.0%	婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入
株式会社アイディージョイ	20 億ウォン	99.0% (99.0%)	婦 人 服 等 の 販 売
株式会社メゾン・ド・サラ	22 億ウォン	99.0% (99.0%)	ア ク セ サ リ ー 等 の 販 売
ル ッ ク (H.K.) Ltd.	115 万香港ドル	55.0%	婦 人 服 等 の 輸 入 出 ・ 販 売
洛格（上海）商貿有限公司	23,388 千人民币	92.3% (39.4%)	婦 人 服 等 の 輸 入 及 び 販 売

- (注) 1. 株式会社デンハム・ジャパンは、当連結会計年度において新規設立されております。
2. 株式会社メゾン・ド・サラは、当連結会計年度より重要な子会社となりました。
3. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、その他海外（香港・中国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 店 東京都目黒区中目黒 2 丁目 7 番 7 号

支 店 大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 1 号 江戸堀センタービル16階

② 子会社

A.P.C.Japan 株 式 会 社 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社レッセ・パッセ 本社 (東京都 渋谷区)
 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社デンハム・ジャパン 本社 (東京都 目黒区)
 株 式 会 社 ル ッ ク モ ー ド 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社エル・ロジスティクス 本社 (千葉県 習志野市)
 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル 本社 (東京都 港区)
 株式会社アイディールック 本社 (韓国 ソウル市)
 株式会社アイディージョイ 本社 (韓国 ソウル市)
 株式会社メゾン・ド・サラ 本社 (韓国 ソウル市)
 ル ッ ク (H . K .) Ltd. 本社 (香港 九龍)
 洛 格 (上 海) 商 貿 有 限 公 司 本社 (中国 上海市)

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比増減)
アパレル関連事業	名
日本	1,138 (1名減)
韓国	417 (9名増)
その他海外	11 (31名減)
アパレル関連事業計	1,566 (23名減)
生産及びOEM事業	65 (1名減)
物流事業	89 (3名減)
飲食事業	6 (増減なし)
合 計	1,726 (27名減)

(注) 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均597名雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	550

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
(2) 発行済株式の総数 38,237,067株（自己株式65,062株を含む）
(3) 株主数 5,288名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
八木通商株式会社	3,581	9.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	907	2.38
住友生命保険相互会社	771	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	696	1.82
株式会社三越伊勢丹	672	1.76
株式会社三井住友銀行	654	1.71
ルック役員持株会	607	1.59
ルック従業員持株会	521	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	497	1.30
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	492	1.29

（注）持株比率は、自己株式（65,062株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	牧 武 彦	株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海) 商貿有限公司董事
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	多 田 和 洋	株式会社アイディールック理事
専 務 取 締 役	城 所 幸 男	A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 山 英 二	A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社デンハム・ジャパン取締役 株式会社ルックモード代表取締役社長 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海) 商貿有限公司董事
取 締 役	趙 昇 坤	株式会社アイディールック代表理事社長 洛格(上海) 商貿有限公司董事長
取 締 役	福 地 和 彦	株式会社コーチ・エイ顧問
*取 締 役	遠 藤 洋 一	株式会社オフィス遠藤代表取締役社長
*常 勤 監 査 役	永 瀬 雅 俊	A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社レッセ・パッセ監査役 株式会社デンハム・ジャパン監査役 株式会社アイディールック監事 株式会社アイディージョイ監事 洛格(上海) 商貿有限公司監事
監 査 役	杉 田 徹	杉田事務所代表
監 査 役	服 部 秀 一	服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外取締役 東京建物株式会社社外監査役

(注) 1. *印の取締役および監査役は平成28年3月30日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。

2. 当事業年度において、取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当		
	年 月 日	変 更 前	変 更 後
高 山 英 二	平成28年1月1日	株式会社ルックモード取締役	株式会社ルックモード代表取締役社長

なお、取締役高山英二氏は、平成29年1月1日付で株式会社ルックモード代表取締役社長から同社取締役へ変更になっております。

3. 監査役服部秀一氏は、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社社外監査役に就任しておりましたが、平成28年3月29日に退任いたしました。

4. 監査役服部秀一氏は、平成28年6月29日付でウシオ電機株式会社社外監査役を退任され、同日付で社外取締役役に就任されました。
5. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

監査役（常勤）	古 島 日左志	平成28年 3月30日 辞任
---------	---------	----------------

6. 取締役 福地和彦および同 遠藤洋一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役 杉田徹および同 服部秀一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役 福地和彦および同 遠藤洋一、監査役 杉田徹および同 服部秀一の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦および同 遠藤洋一、監査役 永瀬雅俊、同 杉田徹および同 服部秀一の5氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 7名 159百万円（うち社外取締役 2名12百万円）

監査役 4名 30百万円（うち社外監査役 2名14百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 監査役の報酬等の総額には、平成28年3月30日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は3百万円であります。
3. 上記報酬等は、下記の金額の範囲内において支払われたものであります。
- 取締役：平成19年3月29日開催の第45回定時株主総会において決議された年額 300百万円
- 監査役：平成3年3月30日開催の第29回定時株主総会において決議された月額 6百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先
取締役	福 地 和 彦	株式会社コーチ・エィ顧問
取締役	遠 藤 洋 一	株式会社オフィス遠藤代表取締役社長
監査役	杉 田 徹	杉田事務所代表
監査役	服 部 秀 一	服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外取締役 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社社外監査役 東京建物株式会社社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	福 地 和 彦	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に総合商社勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。
取締役	遠 藤 洋 一	平成28年3月30日の就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉 田 徹	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、主に商社繊維部門勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	服 部 秀 一	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	35百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.) Ltd. および洛格（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任また不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり取締役会において決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。

- ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。取締役、執行役員、監査役および代表取締役の指名する当社各部門長および子会社の役員により構成される経営会議において、当社グループの経営方針、経営戦略を検討し、その審議を経た後、取締役会で執行決定を行っております。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - ・監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。
 - ・当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - ・監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
 - ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、月1回、全12回開催されました。

- ②監査役は、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図ると共に、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に迅速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略と

しております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実に公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等

の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要

- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa. またはb. の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(ハ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

(3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	28,935	(負 債 の 部)	9,130
流 動 資 産	20,088	流 動 負 債	6,774
現 金 及 び 預 金	4,703	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,314
受取手形及び売掛金	5,272	短 期 借 入 金	597
商 品 及 び 製 品	7,809	1年以内返済予定長期借入金	200
仕 掛 品	403	未 払 費 用	1,550
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	335	未 払 法 人 税 等	235
繰 延 税 金 資 産	937	未 払 消 費 税 等	136
そ の 他	680	返 品 調 整 引 当 金	47
貸 倒 引 当 金	△53	賞 与 引 当 金	128
固 定 資 産	8,847	ポ イ ン ト 引 当 金	3
有 形 固 定 資 産	3,659	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1
建 物 及 び 構 築 物	1,068	資 産 除 去 債 務	60
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	17	そ の 他	498
工 具 、 器 具 及 び 備 品	760	固 定 負 債	2,355
土 地	1,626	長 期 借 入 金	1,000
そ の 他	186	繰 延 税 金 負 債	234
無 形 固 定 資 産	621	退 職 給 付 に 係 る 負 債	503
投資その他の資産	4,566	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
投 資 有 価 証 券	2,773	資 産 除 去 債 務	203
敷 金	1,641	そ の 他	402
そ の 他	285	(純資産の部)	19,805
貸 倒 引 当 金	△134	株 主 資 本	18,368
資 産 合 計	28,935	資 本 金	6,340
		資 本 剰 余 金	1,631
		利 益 剰 余 金	10,413
		自 己 株 式	△17
		その他の包括利益累計額	1,082
		その他有価証券評価差額金	1,200
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△117
		非支配株主持分	354
		負債及び純資産合計	28,935

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

科 目	金 額
売上高	42,624
売上原価	21,741
売上総利益	20,883
販売費及び一般管理費	20,056
営業利益	826
営業外収益	
受取利息及び配当金	54
その他の	223
営業外費用	
支払利息	22
為替差損	52
固定資産除却損	44
その他の	20
経常利益	964
特別利益	
固定資産売却益	2
特別損失	
減損損失	360
ブランド撤退損失	26
その他の	54
税金等調整前当期純利益	526
法人税、住民税及び事業税	272
法人税等調整額	5
当期純利益	247
非支配株主に帰属する当期純損失	9
親会社株主に帰属する当期純利益	256

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年1月1日期首残高	百万円 6,340	百万円 1,631	百万円 10,302	百万円 △17	百万円 18,258
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△114		△114
親会社株主に帰属する当期純利益			256		256
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△31		△31
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	110	△0	110
平成28年12月31日期末残高	6,340	1,631	10,413	△17	18,368

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年1月1日期首残高	百万円 1,357	百万円 261	百万円 1,619	百万円 359	百万円 20,236
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△114
親会社株主に帰属する当期純利益					256
自 己 株 式 の 取 得					△0
連 結 範 囲 の 変 動					△31
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△157	△379	△536	△4	△541
連結会計年度中の変動額合計	△157	△379	△536	△4	△431
平成28年12月31日期末残高	1,200	△117	1,082	354	19,805

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社はA.P.C.Japan(株)、(株)レッセ・パッセ、(株)ヴェラ・ブラッドリー・スタイル、(株)デンハム・ジャパン、(株)ルックモード、(株)エル・ロジスティクス、(株)ファッショナブルフーズ・インターナショナル、(株)アイディールック、(株)アイディージュイ、(株)メゾン・ド・サラ、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司の12社であります。

当連結会計年度において、(株)デンハム・ジャパンを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。非連結子会社であった(株)メゾン・ド・サラは、重要性が増したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

非連結子会社は(有)ラボ・オフナトおよび(有)アリスで、その総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等に比して僅少であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社2社および関連会社1社の当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等のそれぞれの合計額は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)レッセ・パッセの事業年度の末日は8月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

主に旧定率法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

主に定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主に一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

当社および一部の連結子会社は、返品による損失に備えるため、法人税法の規定に準じた繰入限度相当額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、平成18年3月30日開催の定時株主総会をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任する役員の役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金制度廃止時点における要支給額を引当計上しております。

なお、連結子会社1社は、役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。

⑤ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職一時金については期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）および事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度における、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

<追加情報>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来

の32.26%から平成29年1月1日に開始する連結会計年度および平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,480百万円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建 物 104百万円

土 地 1,132百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金 500百万円

長期借入金 1,050百万円

3. 保証債務

債務保証残高 1百万円

非連結子会社の金融機関からの借入金に対する保証債務であります。

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失の内容

場所	用途	種類
東京都世田谷区、他	事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 投資その他の資産その他 (長期前払費用)
大阪府大阪市、他	共用資産	建物及び構築物、 工具、器具及び備品、 無形固定資産 (ソフトウェア、商標権)
株式会社レッセ・パッセ 東京都渋谷区	－	のれん

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

上記事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、147百万円（建物及び構築物72百万円、機械装置及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品74百万円、投資その他の資産その他0百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

共用資産につきましては、主に平成28年3月22日開催の当社取締役会において、当社大阪支店を移転することを決議したことに伴い、当該支店の固定資産および賃貸借契約に基づく原状回復費用の見積額等172百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

のれんにつきましては、株式取得時に想定していた超過収益力が認められなくなったことか

ら帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額39百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 38,237,067株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	114百万円	3円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	190百万円	5円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月31日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金の一部を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に賃借物件に係る預託であり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、一部外貨建ての営業債務は為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

借入金金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとの期日管理および残高管理を行い、主な取引先の信用状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業と

の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて経理部が実行、管理し、定期的に取り締役会で取引状況を報告しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,703	4,703	－
(2) 受取手形及び売掛金(*1)	5,269	5,269	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,771	2,771	－
(4) 敷金	1,018	1,021	3
資産計	13,761	13,765	3
(1) 支払手形及び買掛金	3,314	3,314	－
(2) 短期借入金	597	597	－
(3) 長期借入金(*2)	1,200	1,206	6
負債計	5,111	5,118	6
デリバティブ取引(*3)	8	8	－

(*1)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

- (4)敷金

敷金の時価の算定は、合理的に見積りをした敷金の償還予定時期に基づき、合理的と考えられる割引率を用いて現在価値を算定しております。

負 債

- (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であります。通貨関連取引の時価については、金融機関等より提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等（※1）	0
敷金（※2）	623

※1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

※2 敷金のうち、実質的な預託期間を算定することが困難なものについては、時価を把握することが困難であると認められるため「(4) 敷金」には含めておりません。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

- 1 株当たり純資産額 509円57銭
- 2 1 株当たり当期純利益 6円73銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

< その他の注記 >

企業結合等関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 DENHAM THE JEANMAKER JAPAN株式会社

事業の内容 「DENHAM」ブランドの日本国内における衣料品・服飾雑貨等の輸入および企画・製造・販売事業

② 企業結合を行った理由

当社およびDENHAM GROUP B.V.の企業力を活かし、日本における「DENHAM」ブランドの知名度およびブランド価値の向上並びに収益の拡大を図るため、共同出資による新会社を設立し、DENHAM THE JEANMAKER JAPAN株式会社の事業を譲り受けることといたしました。

③ 企業結合日

平成28年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

株式会社デンハム・ジャパン

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社、株式会社デンハム・ジャパンが、現金を対価として事業を譲受けたことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

平成28年4月1日から平成28年12月31日まで

- (3) 取得した事業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	575百万円
取得原価		575

- (4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等 14百万円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

- (6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	406百万円
固定資産	169
資産合計	575
負債合計	—

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	16,725	(負 債 の 部)	4,751
流 動 資 産	9,914	流 動 負 債	3,181
現 金 及 び 預 金	2,118	支 払 手 形	312
受 取 手 形	97	買 掛 金	848
売 掛 金	2,462	短 期 借 入 金	500
商 品 及 び 製 品	3,136	1年以内返済予定長期借入金	200
仕 掛 品	5	リ ー ス 債 務	52
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	0	未 払 金	41
繰 延 税 金 資 産	121	未 払 費 用	878
短 期 貸 付 金	1,508	未 払 法 人 税 等	66
そ の 他	486	預 り 金	66
貸 倒 引 当 金	△24	返 品 調 整 引 当 金	37
固 定 資 産	6,810	賞 与 引 当 金	68
有 形 固 定 資 産	1,960	そ の 他	109
建 物	442	固 定 負 債	1,570
構 築 物	2	長 期 借 入 金	850
機 械 装 置	0	繰 延 税 金 負 債	21
工 具 器 具 備 品	198	退 職 給 付 引 当 金	396
土 地	1,207	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
リ ー ス 資 産	109	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	48
無 形 固 定 資 産	479	リ ー ス 債 務	115
投資その他の資産	4,370	資 産 除 去 債 務	125
投 資 有 価 証 券	2,117	そ の 他	0
関 係 会 社 株 式	505	(純資産の部)	11,973
長 期 貸 付 金	1,432	株 主 資 本	11,220
敷 金	912	資 本 金	6,340
長 期 差 入 保 証 金	50	資 本 剰 余 金	1,631
そ の 他	41	資 本 準 備 金	1,631
貸 倒 引 当 金	△689	利 益 剰 余 金	3,265
資 産 合 計	16,725	利 益 準 備 金	8
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,256
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,256
		自 己 株 式	△17
		評価・換算差額等	753
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	753
		負債及び純資産合計	16,725

損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から
平成28年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		20,843
売上原価		10,282
売上総利益		10,560
販売費及び一般管理費		10,277
営業利益		283
営業外収益		
受取利息及び配当金	105	
受取地代家賃	57	
その他の	153	315
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	20	
その他の	15	51
経常利益		548
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	25	25
特別損失		
減損損失	216	
関係会社貸倒引当金繰入額	283	
ブランド撤退損失	26	
その他の	19	544
税引前当期純利益		29
法人税、住民税及び事業税	32	
法人税等調整額	△5	26
当期純利益		2

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			自 己 株	株 資 合 本 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
			繰越利益剰余金				
平成28年1月1日期首残高	百万円 6,340	百万円 1,631	百万円 8	百万円 3,368	百万円 3,377	百万円 △17	百万円 11,332
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△114	△114		△114
当 期 純 利 益				2	2		2
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△112	△112	△0	△112
平成28年12月31日期末残高	6,340	1,631	8	3,256	3,265	△17	11,220

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年1月1日期首残高	百万円 863	百万円 863	百万円 12,196
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△114
当期純利益			2
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△110	△110	△110
事業年度中の変動額合計	△110	△110	△222
平成28年12月31日期末残高	753	753	11,973

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ取引

時価法によっております。

(3) たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 返 品 調 整 引 当 金 ……返品による損失に備えるため、法人税法の規定に準じた繰入限度相当額を計上しております。

- (3) 賞 与 引 当 金 ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定方法は簡便法によっております。
- (5) 役員退職慰労引当金 ……平成18年3月30日開催の定時株主総会をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任する役員の役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金制度廃止時点における要支給額を引当計上しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金 ……関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）および事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度における、計算書類に与える影響は軽微であります。

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する短期金銭債権	1,614百万円
2. 関係会社に対する長期金銭債権	1,426百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	212百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額	3,959百万円

5. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	104百万円
土地	1,132百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	500百万円
長期借入金	1,050百万円

6. 保証債務

ルック(H.K.)Ltd.	74千US\$
(円貨額)	8百万円)

信用状取引に対する保証債務であります。

(株)ルックモード 181百万円

(株)ヴェラ・ブラッドリー・スタイル 32百万円

(株)デンハム・ジャパン 3百万円

(株)ファッショナブルフーズ・インターナショナル 3百万円

金融機関からの借入金および商品売買取引並びに賃貸借契約取引に対する保証債務であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

売上高	39百万円
仕入高	3,850百万円
営業取引以外の取引高	163百万円

2. 減損損失の内容

場所	用途	種類
大阪府大阪市、他	事業用資産	建物、構築物、 および工具器具備品
大阪府大阪市	共用資産	建物、構築物、 および工具器具備品

当社は店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

上記事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額47百万円（建物24百万円、構築物0百万円、工具器具備品22百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

共用資産につきましては、平成28年3月22日開催の当社取締役会において、当社大阪支店を移転することを決議したことに伴い、当該支店の固定資産および賃貸借契約に基づく原状回復費用の見積額169百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 65,062株

＜税効果会計に関する注記＞

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	419百万円
退職給付費用限度超過額	125
たな卸資産評価損否認額	188
減損損失	969
関係会社株式評価損	324
貸倒引当金否認	218
その他	242
繰延税金資産小計	2,488
評価性引当額	△2,044
繰延税金負債との相殺	△322
繰延税金資産合計	121

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△332百万円
資産除去債務固定資産	△10
繰延税金負債小計	△343
繰延税金資産との相殺	322
繰延税金負債合計	△21
繰延税金資産の純額	100

(2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.26%から平成29年1月1日に開始する事業年度および平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

＜関連当事者との取引に関する注記＞
子会社および関連会社等

種類	会社名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	A.P.C. Japan(株)	東京都 目黒区	10	アパレル 関連事業	直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸 付	1,000	短期貸付金	500
							資金の 回 収	1,077	長期貸付金	521
							利息の 受 取	6	－	－
子会社	(株)レッセ・ パッセ	東京都 渋谷区	50	アパレル 関連事業	直接 80%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸 付	40	短期貸付金	35
							資金の 回 収	29	長期貸付金	252
							利息の 受 取	2	－	－
子会社	(株)ヴェラ・ブラッ ドリー・スタイル	東京都 目黒区	100	アパレル 関連事業	直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸 付	177	短期貸付金	177
							利息の 受 取	6	－	－
子会社	(株)デンハム・ ジャパン	東京都 目黒区	50	アパレル 関連事業	直接 80.1%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸 付	750	短期貸付金	750
							利息の 受 取	7	－	－
子会社	(株)ルック モード	東京都 目黒区	50	生産及び OEM事業	直接 100%	製品の仕入 役員の兼任	製品の 仕 入	2,885	買掛金	146
							家賃の 受 取	46	－	－
							債務保証	181	－	－
子会社	(株)ファッショナブ ルフーズ・インタ ーナショナル	東京都 港 区	3	飲食事業	直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の 貸 付	39	短期貸付金	39
							利息の 受 取	1	－	－

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
当事業年度において283百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
当事業年度末の関係会社に対する貸倒引当金残高は664百万円であります。
2. 製品の仕入については、市場価格、原価等を勘案して決定しております。
3. 金融機関からの借入金および仕入債務に対して債務保証を行っております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。
5. 期末残高には消費税等を含めております。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1. 1株当たり純資産額 313円68銭
2. 1株当たり当期純利益 0円06銭

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

<その他の注記>

企業結合等関係

連結注記表の「その他の注記 企業結合等関係」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 ルック
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月8日

株式会社 ルック
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載され
ている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったもので
あり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の
維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月10日

株式会社 ルック 監査役会

常勤監査役 永 瀬 雅 俊 ㊟

社外監査役 杉 田 徹 ㊟

社外監査役 服 部 秀 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき金 5 円
総額 190,860,025 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成 29 年 3 月 31 日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は更なる成長のため、より一層の経営に係る意思決定の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することを目指し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。今後は、グループ経営の一層の効率性の向上に向けた対応を実施していく所存です。

また、各事業会社の経営を有為な人材に担わせることにより、次世代の経営人材を育成するとともに、グループの企業価値を更に向上させるため、新たな成長分野に対して積極的にグループの経営資源の配分を行ってまいります。

以上の目的を達成するため、当社は、純粋持株会社となるべく平成 30 年 1 月 1 日付（予定）で当社の営む婦人服等の企画・販売に関する事業を当社の 100% 子会社である株式会社ルック分割準備会社（平成 30 年 1 月 1 日付で「株式会社ルック」に商号変更予定。以下「承継会社」という。）に吸収分割の方法により承継させることといたしたく、吸収分割契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第 3 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を発生するものといたします。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約の内容の概要は以下のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ルック（以下「甲」という。）及び株式会社ルック分割準備会社（以下「乙」という。）は、アパレル関連事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、会社法に規定する吸収分割の方法によって、本件事業に関して甲の有する第3条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ルック

住所：東京都目黒区中目黒二丁目7番7号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ルック分割準備会社

住所：東京都目黒区中目黒二丁目7番7号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は (ii) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受による方法とし、本承継対象権利義務から生じる一切の債務につき、甲は連帯して履行責任を負うものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1)資本金	4,000万円
(2)資本準備金	0円
(3)その他資本剰余金	会社計算規則第37条第1項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4)利益準備金	0円
(5)その他利益剰余金	0円

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成30年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場

合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られなかった場合、その効力を失うものとする。

第12条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年 2月20日

(甲) 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
株式会社ルック
代表取締役社長 多田 和洋 (印)

(乙) 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
株式会社ルック分割準備会社
代表取締役社長 多田 和洋 (印)

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

記

1. 承継する資産

効力発生日において本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

流動資産（「現金及び預金」、「短期貸付金」及び「その他流動資産」の未収消費税を除く）

(2) 固定資産

有形固定資産のうち、「建物」、「構築物」、「工具器具備品」（本社（東京都目黒区）及び大阪支店（大阪府大阪市）の建物及び建物内の動産に係るものを除く。）

投資その他の資産のうち、「敷金」、「長期差入保証金」、「その他の投資」及び「貸倒引当金」

2. 承継する債務

効力発生日において本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

流動負債（「短期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「リース債務」、「未払法人税等」及び「預り金」を除く）

(2) 固定負債

固定負債のうち、「繰延税金負債」、「資産除去債務」及び「その他の固定負債」

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

(2) 甲とU A ゼンセンルックユニオンとの間で効力発生日において締結している労働協約のうち同労働組合との間で承継対象として別途合意したもの

4. その他の権利義務等

(1) 知的財産

商標権、特許権その他の知的財産権については承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した、売買契約、取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務を承継する。

ただし、次の各号に掲げるもの並びに法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを含まない。

- ① 会計監査人との間で締結した契約
- ② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約
- ③ 分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約
- ④ グループ会社の経営管理等に関して締結した弁護士、司法書士、税理士法人その他アドバイザーとのアドバイザリー契約
- ⑤ 証券会社との間で締結した契約
- ⑥ 会社役員に係る保険契約
- ⑦ 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- ⑧ 本社、大阪支店及び従業員の社宅に係る賃貸借契約
- ⑨ 前各号に関連する一切の契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものを承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. その他

法令その他規制上の理由等により、承継が困難であることから承継の対象から除外した資産及び負債のうち乙に帰属すべき金額については、効力発生日以後、甲乙協議のうえこれを精算するものとする。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

(1) 吸収分割により承継会社が当社に対して交付する株式の数又はその数の算定方法に関する事項の相当性

当社は平成30年1月1日を効力発生日とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、当社の100%子会社である株式会社ルック分割準備会社（以下「承継会社」という。）に対して、当社との間で締結した平成29年2月20日付の吸収分割契約書に従い、本件事業に関して甲が有する権利義務を承継させることといたしました。

本吸収分割に際して、当社は、承継会社との間において、承継会社が、普通株式800株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと決めました。

本吸収分割に当たり、当社に対して交付される承継会社の株式については、本吸収分割によって当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と承継会社との協議により決定したもので

あり、相当であると判断しております。

(2) 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	4,000万円
資本準備金	0円
利益剰余金	0円

(3) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、平成29年2月17日に成立した会社であるため、確定した最終年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

(4) 承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(5) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループは、平成30年1月1日付（予定）をもって、グループ運営体制を持株会社体制へ移行するに伴い、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社はこれまでの事業会社から純粋持株会社に移行したいと存じます。

これに伴い、「株式会社ルックホールディングス」へ商号変更を行い、事業目的を変更するため、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、第2号議案が承認可決されること及び本吸収分割の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。併せて、平成29年2月20日付会社分割契約に基づく会社分割の効力が発生することを

条件として、その効力発生日である平成30年1月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (商号) 当社は、株式会社ルックと称し、英文では、 <u>LOOK INCORPORATED</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、株式会社ルックホールディングス と 称 し、 英 文 で は、 <u>LOOK HOLDINGS INCORPORATED</u> と表示する。
第2条 (目的) 当社は、 <u>次の事業を営む</u> ことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 およびこれに相当する事業を営む外国会社の 株式または持分を保有することにより、当該 会社の事業活動を支配または管理することを 目的とする。
(1) ～ (10) (条文省略) (新 設)	(1) ～ (10) (現行どおり) <u>2. 当社は、前項の事業に付帯または関連 する一切の事業および前項各号の事業を営む ことができる。</u>
第3条～第39条 (条文省略) (新 設)	第3条～第39条 (現行どおり) 附則 <u>第1条 (商号)、第2条 (目的) の変更は、平 成29年2月20日付会社分割契約に基づく会 社分割の効力が発生することを条件として、 その効力発生日である平成30年1月1日をも って効力が生じるものとする。なお、本附則 は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	まき たけ ひこ 牧 武 彦 (昭和28年5月29日生)	昭和51年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役人事総務部長 平成17年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役（現任） 平成18年3月 株式会社アイディールック理事（現任） 平成18年3月 当社常務取締役執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成19年3月 当社常務取締役上席執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成21年3月 当社取締役社長 平成21年4月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任） 平成27年3月 当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイディールック理事 LOOK(H.K.)Ltd.取締役 洛格（上海）商貿有限公司董事	303,444株
【取締役候補者とした理由】 牧武彦氏は、平成21年当社代表取締役社長に就任、平成27年より当社代表取締役会長として、経営に関する豊富な経験と見識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。この豊富な経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	多 田 和 洋 (昭和40年1月2日生)	昭和63年 3 月 当社入社 平成25年 3 月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 平成25年 3 月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成27年 3 月 当社取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事	84,660株
【取締役候補者とした理由】 多田和洋氏は、平成27年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し強いリーダーシップを発揮しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者としていたしました。			
3	城 所 幸 男 (昭和33年2月19日生)	昭和55年 3 月 当社入社 平成19年 3 月 当社取締役上席執行役員東京営業部長 平成21年 3 月 当社常務取締役上席執行役員営業担当 平成22年 9 月 当社常務取締役 平成23年 7 月 A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長(現任) 平成24年 1 月 当社専務取締役(現任) 平成25年 4 月 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長(現任) 平成26年 7 月 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役(現任) (重要な兼職の状況) A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長	143,843株
【取締役候補者とした理由】 城所幸男氏は、営業部門を中心に従事し、平成24年より専務取締役として営業部門全般を統括しており、豊富な経験と実績を有しております。また、当社グループ会社の要職を兼務するなど当社グループの企業価値向上に貢献しており、この豊富な経験と実績を今後も経営全般に活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	たか やま えい じ 高 山 英 二 (昭和33年5月26日生)	昭和56年 3 月 当社入社 平成21年 3 月 当社取締役上席執行役員経理部長 平成21年 3 月 株式会社エル・ロジスティクス取 締役（現任） 平成22年 4 月 A.P.C.Japan株式会社取締役（現 任） 平成23年 3 月 ルック(H.K.)Ltd.取締役（現任） 平成23年 3 月 株式会社アイディールック理事 （現任） 平成23年 3 月 洛格（上海）商貿有限公司董事 （現任） 平成24年 3 月 当社常務取締役（現任） 平成26年 4 月 株式会社レッセ・パッセ取締役 （現任） 平成26年 7 月 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・ スタイル取締役（現任） 平成28年 1 月 株式会社ルックモード代表取締役 社長 平成28年 3 月 株式会社デンハム・ジャパン取締 役（現任） 平成29年 1 月 株式会社ルックモード取締役（現 任） （重要な兼職の状況） A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社デンハム・ジャパン取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格（上海）商貿有限公司董事	87,893株
【取締役候補者とした理由】 高山英二氏は、管理部門を中心に従事し、平成24年より常務取締役として管理部門全般を統 括しており、豊富な経験と実績を有しております。また、当社グループ会社の要職を兼務する など当社グループの企業価値向上に貢献しており、この豊富な経験と実績を今後も経営全般に 活かし、更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といいたしまし た。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
* 5	さい どう まさ あき 齊 藤 正 明 (昭和44年4月3日生)	平成4年3月 当社入社 平成24年1月 当社経営企画室長 平成24年3月 株式会社エル・ロジスティクス取締役（現任） 平成25年1月 株式会社ルックモード取締役（現任） 平成25年1月 ルック(H.K.)Ltd.取締役（現任） 平成25年4月 当社執行役員経営企画室長 平成25年4月 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル取締役（現任） 平成26年4月 株式会社レッセ・パッセ取締役（現任） 平成28年3月 株式会社デンハム・ジャパン取締役（現任） 平成28年4月 当社執行役員経営企画室長 兼販売人事部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社デンハム・ジャパン取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナル取締役 ルック(H.K.)Ltd.取締役	18,063株
【取締役候補者とした理由】 齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、平成25年より執行役員経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務するなど、豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を経営全般に活かし、更なる発展、企業価値向上に寄与することが期待できることから取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	ふく ち かず ひこ 福 地 和 彦 (昭和29年1月6日生)	昭和51年 4 月 三井物産株式会社入社 平成15年 1 月 同社物資本部資材部長 平成17年 4 月 米国三井物産株式会社ニューヨーク支店 Senior Vice President, Consumer Service Business Dept 平成21年 4 月 三井物産株式会社執行役員コンシューマーサービス事業本部長 平成23年 4 月 同社執行役員九州支社長 平成25年 7 月 株式会社コーチ・エィ顧問（現任） 平成26年 3 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社コーチ・エィ顧問	0 株
【取締役候補者とした理由】 福地和彦氏は、総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・知見を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。			
7	えん どう よう いち 遠 藤 洋 一 (昭和36年3月28日生)	昭和59年 4 月 株式会社奥羽総合設計事務所入社 昭和60年11月 株式会社福田屋洋服店（現 株式会社アダストリア）入社 平成22年 3 月 株式会社ポイント（現 株式会社アダストリア）代表取締役専務執行役員 平成25年 4 月 株式会社ポイント代表取締役社長 平成25年 9 月 株式会社アダストリアホールディングス（現 株式会社アダストリア）代表取締役社長 平成27年 8 月 株式会社オフィス遠藤代表取締役社長（現任） 平成28年 3 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社オフィス遠藤代表取締役社長	0 株
【取締役候補者とした理由】 遠藤洋一氏は、衣料小売業における経営者としての幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・知見を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者福地和彦および遠藤洋一の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、両氏が取締役にも再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者福地和彦および遠藤洋一の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成26年3月28日開催の第52回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新（以下、当該更新後の対応策を「現プラン」といいます。）に関する議案を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は平成29年3月30日開催予定の第55回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までとされております。

そこで、現プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社では現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、平成29年2月10日開催の当社取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、現プランを更新（以下、今回の更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）することを決議いたしましたので、本総会にお諮りするものであります。

当該決議は、社外取締役2名を含む全ての取締役の賛成により、本総会に付議することが決定されたものであり、社外監査役2名を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、本プランでは、一部字句の修正・整理等形式的な文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームの変更はございません。

1. 提案の理由

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株

主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 本プラン更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記（１）に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、上記（１）に記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するため、当社株式の大量買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考え、当社株式の大量買付等を行いまたは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまたは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討、買付者との交渉に必要な期間の確保を求めるための合理的な枠組みとして、現プランを更新することを決定いたしました。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

(2) 本プランの内容

(イ) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを

除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。) がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者 (以下「買付者等」といいます。) は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面 (以下「意向表明書」といいます。) を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者 (所有株式または出資割合上位10名) の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出前の60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要 (買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、並びに大規模買付等の目的 (支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。) を含みます。)

(iv) 本プランに定める手続を遵守する旨の誓約

(c) 「本必要情報」の提供

上記 (b) の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記 (b) (i) ⑤の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、提出していただくべき情報の量等に応じて取締役会が適当と認める期限までに、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、損益状況、役員の氏名、職歴および所有株式の数等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、ならびに大規模買付等の実行の実現可能性を含みます。）
- ③ 大規模買付等の対価の算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等に要する資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内

容を含みます。)

- ⑤ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約対象の株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑦ 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑧ 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

- (d) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下の①または②の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- ① 対価を現金(円貨)のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- ② その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記①および②の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記（f）の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。現時点の独立委員会の委員は別紙1に記載の3氏が就任されております。また、独立委員会規則の概要については別紙2をご参照下さい。

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、取締役会評価期間内（ただし、買付者等が上記（b）～（d）までに規定する手続を遵守しなかった場合には適宜。以下（e）および（f）において同じ。）において当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問を受け、取締役会評価期間内に所定の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①または②に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記（b）から（d）までに規定する手続を遵守しなかった場合、または例えば以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断されもしくは該当すると合理的に疑われる事情が存在することなどにより、結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取りを要求する行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の重要な資産（事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産が含まれるが、これらに限られません。）を当該買付者等またはそのグループ会社に移転させる行為目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする行為

またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っている」と判断される場合

(5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものである」と判断される場合

(6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(7) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益が著しく損なわれ、これにより当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されると判断される場合

(8) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、買付者等が出現した場合において、対抗措置の発動の是非に関する判断の公正さを担保するため、対抗措置の発動の是非について、上記（e）に記載のとおり、取締役会評価期間内に独立委員会に対して諮問を行うものとします。

当社取締役会は、この諮問に基づく独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合その他当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために実務的に可能な

範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものといたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実を開示いたします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を踏まえて（上記の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会が開催された場合には当該株主総会の決議の結果に従って）取締役会決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であると不発動であることを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（イ）(f) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当の概要は、別紙 3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の発行による対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(ハ) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記（イ）(f) の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても、上記（イ）(e) の勧告に準じて、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、通常の決議により、本新株予約権の無償割当に係る権利落ち日前日までににおいては新株予約権の無償割当を中止し、新株予約権の無償割当の効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までににおいては無償で当社が取得する等の方法で中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において独立委員会の勧告を踏まえた上で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを変更する場合があります。当該変更が本プランの内容に関するものである場合には、形式的な事項を除き、独立委員会の勧告を踏まえた上で行うものとし、また変更の内容が本プランの内容の重大な変更を伴う場合には、変更後のプランにつき再度株主総会の承認を得るものといたします。

当社は本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実およびその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに開示いたします。なお、本プランで引用する法令の規定は、平成29年2月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、本プラン中の条項・用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項・用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上

の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則)を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容(【原則1-5.いわゆる買収防衛策】等)を踏まえた内容となっております。

- (ロ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.(2)「本プラン更新の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

- (ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において本プラン更新の承認可決の決議がなされた場合に更新されるものです。

加えて、本プランの更新が可決された場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり、かつ、上記(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっております。

更に、上記(2)(イ)(f)「取締役会の決議」に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様が意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様が直接の意思に依拠することとなります。

- (二) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議お

よび勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記(2)(イ)(e)および(f)に記載のとおり、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ヘ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

(5) 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時ににおいても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、

また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記(2)(ハ)「対抗措置の中止または撤回」に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様の、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご注意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は本株新株予約権が無償にて割り当てられますが、割当期日における株主名簿は証券保管振替機構から当社株主名簿管理人に対してなされる総株主通知に基づき作成されますので、株主の皆様におかれましては、名義書換の手続は不要です。

割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込を行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

-
- ¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- ² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- ³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- ⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
- ⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- ⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- ⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- ⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- ⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- ¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

別紙 1（独立委員会委員略歴）

服部 秀一（はっとり しゅういち）

昭和59年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会）
昭和63年 7 月 服部法律事務所（現服部総合法律事務所）設立（現任）
平成16年 6 月 ウシオ電機株式会社 社外監査役
平成19年 4 月 慶應義塾大学法科大学院講師 金融商品取引法担当（現任）
平成19年 6 月 株式会社ポッカコーポレーション 社外監査役
平成21年 3 月 当社 社外監査役（現任）
平成24年11月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 社外監査役
平成27年 3 月 東京建物株式会社 社外監査役（現任）
平成28年 6 月 ウシオ電機株式会社 社外取締役（現任）

※ 服部氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

根本 千映子（ねもと ちえこ）

昭和56年10月 監査法人中央会計事務所 入所
昭和60年 3 月 公認会計士登録
平成 6 年 9 月 税理士登録、根本公認会計士事務所設立（現任）
平成23年 2 月 税理士法人キュアノサポート 代表社員（現任）

※ 根本氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

稲川 由太郎（いながわ ゆうたろう）

昭和61年 4 月 大日本印刷株式会社 入社
平成14年 6 月 ニチモウ株式会社 社外取締役
平成15年 6 月 同社 代表取締役兼専務執行役員
平成23年 3 月 株式会社コーチ・エィ 執行役員（現任）

※ 稲川氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

別紙 2（独立委員会規則の概要）

独立委員会規則の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により、取締役会の諮問機関として設置される。
- 2 独立委員会の委員は 3 名とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役および社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任のときから 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4 独立委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
- 5 独立委員会の議長は、各委員の互選により選定される。
- 6 独立委員会決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議の上決議し、原則としてその決議の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本プランに係る対抗措置の中止または撤回
 - ③ 買付者等が提出した情報が十分か否かの判断および追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ④ 本プランの廃止および変更（形式的な事項を除く）
 - ⑤ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

- 8 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9 独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用にて、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家より、助言を受けることができる。

以 上

別紙 3（新株予約権無償割当の概要）

新株予約権無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当をします。

3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹¹、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹²、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以 上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
目黒雅叙園 2階 華うたげの間



交通の
ご案内

J R 山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。